

## 別紙2

根拠条文	仕様	省令料金 [単位:万円]	試験料金 [単位:万円]	審査料金 [単位:万円]
令第三百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	3.1		3.1
	床面積の合計が三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	4.5		4.5
	床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	6.1		6.1
	床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	7.7		7.7
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	10		10
	床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	13		13
	床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	34		34
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	56		56
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	110		110
防火設備		5		5
換気設備		5		5
尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽		5		5
非常用の照明装置		5		5
給水タンク又は貯水タンク		5		5
冷却塔設備		5		5
エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの		7.6		7.6
エスカレーター		7.6		7.6
避雷設備		5		5
乗用エレベーターで観光のためのものの部分で、昇降路及び機械室以外のもの		7.6		7.6
エスカレーターで観光のためのものの部分で、トラス又ははりを支える部分以外のもの		7.6		7.6
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分		7.6		7.6